町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例(昭和34年3月町田市条例第5号)の一部を次のように 改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第14条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.65を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均 等割額)

第16条 第13条第2項の被保険者均等割額 は、被保険者1人について<u>3万2,700円</u> とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の所得割額)

第17条 第13条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.93</u>を乗じて算出する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の被保険者均等割額)

第18条 第13条第3項の被保険者均等割額 は、被保険者1人について<u>1万1,100円</u> とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第19条 第13条第4項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.76</u>を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第14条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.44を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均 等割額)

第16条 第13条第2項の被保険者均等割額 は、被保険者1人について<u>3万1,400円</u> とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の所得割額)

第17条 第13条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.84</u>を乗じて算出する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の被保険者均等割額)

第18条 第13条第3項の被保険者均等割額 は、被保険者1人について<u>1万600円</u>とす る。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第19条 第13条第4項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.63</u>を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均 等割額)

第20条 第13条第4項の被保険者均等割額 は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1</u> 万3,400円とする。

(保険税の減額)

- 第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が43万円(納 税義務者並びにその世帯に属する国民健康 保険の被保険者及び特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定によ り被保険者の資格を喪失した者であって、 当該資格を喪失した日の前日以後継続して 同一の世帯に属するものをいう。以下同 じ。) のうち給与所得を有する者(前年中 に法第703条の5に規定する総所得金額 に係る所得税法(昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得につい て同条第3項に規定する給与所得控除額の 控除を受けた者(同条第1項に規定する給 与等の収入金額が55万円を超える者に限 る。)をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に法第703条の5に規定する総 所得金額に係る所得税法第35条第3項に 規定する公的年金等に係る所得について同 条第4項に規定する公的年金等控除額の控 除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっ

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均 等割額)

第20条 第13条第4項の被保険者均等割額 は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1</u> 万2,500円とする。

(保険税の減額)

- 第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が<u>33万円</u>を超 えない世帯に係る納税義務者

では当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が11 0万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第12条第2 項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて 2万2,890円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第12条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について <u>7</u>, 770円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第12条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について <u>9,380円</u>
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が43万円(納 税義務者並びにその世帯に属する国民健康 保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の うち給与所得者等の数が2以上の場合にあ っては、43万円に当該給与所得者等の数 から1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加算した金額)に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき28万5,00 0円を加算した金額を超えない世帯に係る 納税義務者(前号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第12条第2 項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて 1万6,350円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第12条第2 項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて 2万1,980円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第12条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について <u>7</u>, 420円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第12条第2項に規定する世帯主を 除く。) 1人について 8,750円
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が<u>33万円</u>に被 保険者及び特定同一世帯所属者<u>(国民健康</u> 保険法第6条第8号の規定により被保険者 の資格を喪失した者であって、当該資格を 喪失した日の前日以後継続して同一の世帯 に属するものをいう。以下同じ。) 1人に つき28万5,000円を加算した金額を 超えない世帯に係る納税義務者(前号に該 当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第12条第2 項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて 1万5,700円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等

割額 被保険者(第12条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について <u>5</u>, 550円

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第12条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について 6,700円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が43万円(納 税義務者並びにその世帯に属する国民健康 保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の うち給与所得者等の数が2以上の場合にあ っては、43万円に当該給与所得者等の数 から1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加算した金額)に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき52万円を加算 した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第12条第2 項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて 6,540円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第12条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について <u>2</u>, 220円
 - ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第12条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について <u>2,680円</u> 附 則

1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が、前年中に所得税法第35条第3項 に規定する公的年金等に係る所得について同 割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5</u>,300円

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第12条第2項に規定する世帯主を 除く。) 1人について 6,250円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が<u>33万円</u>に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 52万円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前2号に該当する者を除 く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第12条第2 項に規定する世帯主を除く。)1人につ いて 6,280円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額 被保険者(第12条第2項に規定 する世帯主を除く。)1人について 2, 120円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第12条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について 2,500円 附 則

1 晔

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険 税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国 民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯 所属者が、前年中に所得税法<u>(昭和40年法</u> 律第33号)第35条第3項に規定する公的 条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第34条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

3 略

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税 の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合 における第14条、第17条、第19条及び 第34条の規定の適用については、第14条 第1項中「及び山林所得金額の合計額から、 同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32 年法律第26号) 第33条の4第1項若しく は第2項、第34条第1項、第34条の2第 1項、第34条の3第1項、第35条第1項、 第35条の2第1項、第35条の3第1項又 は第36条の規定に該当する場合には、これ らの規定の適用により同法第31条第1項に 規定する長期譲渡所得の金額から控除する金 額を控除した金額。以下この項において「控 除後の長期譲渡所得の金額」という。) の合 計額から法第314条の2第2項」と、「及 び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及 び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得 の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所 得金額又は法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額」と、第34条中「及び 年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第34条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

3 脳

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税 の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合 における第14条、第17条、第19条及び 第34条の規定の適用については、第14条 第1項中「及び山林所得金額の合計額から、 同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32 年法律第26号) 第33条の4第1項若しく は第2項、第34条第1項、第34条の2第 1項、第34条の3第1項、第35条第1項、 第35条の2第1項又は第36条の規定に該 当する場合には、これらの規定の適用により 同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得 の金額から控除する金額を控除した金額。以 下この項において「控除後の長期譲渡所得の 金額」という。)の合計額から法第314条 の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計 額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに 控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は法附則第34 条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、 第34条中「及び山林所得金額」とあるのは 山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税 の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

$6 \sim 14$ 略

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保 険者等に係る傷病手当金)

15 給与等(所得税法第28条第1項に規定 する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条 第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以 下同じ。) の支払を受けている被保険者が療 養のため労務に服することができないとき (新型コロナウイルス感染症 (病原体がべー タコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2年1月に、中華人民共和国から世界保健機 関に対して、人に伝染する能力を有すること が新たに報告されたものに限る。) である感 染症をいう。以下同じ。) に感染したとき、 又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が 疑われるときに限る。) は、その労務に服す ることができなくなった日から起算して3日 を経過した日から労務に服することができな い期間のうち労務に就くことを予定していた 日について、傷病手当金を支給する。

 $16 \sim 21$ 略

「及び山林所得金額並びに法附則第34条第 4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税 の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

$6 \sim 14$ 略

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保 険者等に係る傷病手当金)

15 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

 $16 \sim 21$ 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。